

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

平川市長 長尾 忠行

市町村名 (市町村コード)	平川市 (22101)
地域名 (地域内農業集落名)	平賀⑩ (尾崎)
協議の結果を取りまとめた年月日	(第1回) 令和6年2月22日 (第2回) 令和6年7月29日

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・りんご農家は比較的后継者を確保できている。しかし、条件の悪い山手の傾斜地は現役世代がリタイアした後は保全管理区域となる見込みである。
- ・水稻農家は80歳以上が多く高齢化が顕著である。りんご農家に比べ、後継者不足に悩んでいる。
- ・野菜（主にミニトマト）は若手が多く、新規就農者もみられる。
- ・大規模農家の経営面積が限界にきているため、更なる集積は困難である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻農家は、米価下落の影響により農業機械の更新費用の捻出が困難な状況である。今後は地域の中心である大規模農家が農地を集積することで、地域農業の維持を図る。

また、若手農業者は水稻から高収益作物への転換による所得の向上を図る。

りんごは集積可能な面積に限度があるため、傾斜地から平場への移行により経営面積を維持し作業効率の向上を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	267 ha
------------	--------

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とし、作業効率の悪い傾斜地は保全管理を行う区域とする。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
目標地図の実現を目指し計画的に農地集積を進めている地域内外の大規模農家を中心となり集積・集約を図る。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
農業委員等を中心となり中間管理機構の活用を推進し集積・集約化を図る。
(3) 基盤整備事業への取組方針
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
新規就農する際にハードルとなる初期投資費用の負担軽減のため、機械のシェアリング等を検討する。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他
【選択した上記の取組方針】									